

課	一	センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	折尾西市民センター	区出納員の命を受けて、折尾西市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	折尾東市民センター	区出納員の命を受けて、折尾東市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	香月市民センター	区出納員の命を受けて、香月市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	楠橋市民センター	区出納員の命を受けて、楠橋市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	熊西市民センター	区出納員の命を受けて、熊西市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	黒畠市民センター	区出納員の命を受けて、黒畠市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	黒崎市民センター	区出納員の命を受けて、黒崎市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	上津役市民センター	区出納員の命を受けて、上津役市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	木屋瀬市民センター	区出納員の命を受けて、木屋瀬市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	陣原市民センター	区出納員の命を受けて、陣原市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	陣山市民センター	区出納員の命を受けて、陣山市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	竹末市民センター	区出納員の命を受けて、竹末市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	千代市民センター	区出納員の命を受けて、千代市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	筒井市民センター	区出納員の命を受けて、筒井市民センターにおいて取り扱う複写機

		等の利用料の収納
コミュニティ支援課	塔野市民センター	区出納員の命を受けて、塔野市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	中尾市民センター	区出納員の命を受けて、中尾市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	鳴水市民センター	区出納員の命を受けて、鳴水市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	則松市民センター	区出納員の命を受けて、則松市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	引野市民センター	区出納員の命を受けて、引野市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	星ヶ丘市民センター	区出納員の命を受けて、星ヶ丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	本城市民センター	区出納員の命を受けて、本城市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	光貞市民センター	区出納員の命を受けて、光貞市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	八児市民センター	区出納員の命を受けて、八児市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	八枝市民センター	区出納員の命を受けて、八枝市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	畠キャンプセンター	区出納員の命を受けて、畠キャンプセンターにおいて取り扱う使用料の収納
市民課	黒崎行政サービスコーナー	区出納員の命を受けて、黒崎行政サービスコーナーにおいて取り扱う手数料の収納
国保年金課	保険料係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納
保健福祉課	子ども・家庭相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料の収納
保健福祉課	高齢者・障害者	区出納員の命を受けて、当該課に

	相談係	おいて取り扱う介護保険料の収納
保健福祉課	穴生保育所	区出納員の命を受けて、穴生保育所において取り扱う保育料の収納
保健福祉課	折尾保育所	区出納員の命を受けて、折尾保育所において取り扱う保育料の収納
保健福祉課	黒崎保育所	区出納員の命を受けて、黒崎保育所において取り扱う保育料の収納
保護第一課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納
折尾出張所	折尾出張所	区出納員の命を受けて、折尾出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
上津役出張所	上津役出張所	区出納員の命を受けて、上津役出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
八幡南出張所	八幡南出張所	区出納員の命を受けて、八幡南出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
西部市税事務所納税課	納税第一係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
西部市税事務所納税課	納税第二係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
西部市税事務所納税課	納税第三係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
西部市税事務所納税課	特別滞納調査係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
市民活動推進課	市民活動推進係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う書籍売上金等の収納
第2夜間・休日急患センター	第2夜間・休日急患センター	区出納員の命を受けて、第2夜間・休日急患センターにおいて取り扱う使用料、手数料等の収納
楠橋地域交流センター	楠橋地域交流センター	区出納員の命を受けて、楠橋地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納
木屋瀬地域交流センター	木屋瀬地域交流センター	区出納員の命を受けて、木屋瀬地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納

		納
総合保健福祉センター保健所西部生活衛生課	環境衛生係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納
総合保健福祉センター保健所西部生活衛生課	食品衛生第一係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納
総合保健福祉センター保健所西部生活衛生課	食品衛生第二係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納
ユースステーション	ユースステーション	区出納員の命を受けて、ユースステーションにおいて取り扱う使用料等の収納
皇后崎環境センター	指導係	区出納員の命を受けて、皇后崎環境センターにおいて取り扱う一般廃棄物処理手数料の収納
皇后崎環境センター	まち美化係	区出納員の命を受けて、皇后崎環境センターにおいて取り扱う一般廃棄物処理手数料の収納
皇后崎環境センター	業務第一係	区出納員の命を受けて、皇后崎環境センターにおいて取り扱う一般廃棄物処理手数料の収納
皇后崎環境センター	業務第二係	区出納員の命を受けて、皇后崎環境センターにおいて取り扱う一般廃棄物処理手数料の収納
建築都市局整備部 学術・研究都市開発事務所	管理係	区出納員の命を受けて、学術・研究都市開発事務所において取り扱う手数料の収納
建築都市局折尾総合整備事務所区画整理事業課	事業係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納
八幡西生涯学習総合センター	八幡西生涯学習総合センター	区出納員の命を受けて、八幡西生涯学習総合センターにおいて取り扱う受講料及び複写料等の雜入の収納
八幡西消防署予防課	庶務係	区出納員の命を受けて、八幡西消防署において取り扱う消防手数料等の収納

8 戸畠区

総務企画課	庶務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
コミュニティ支援	浅生市民センタ	区出納員の命を受けて、浅生市民

課	一	センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	一枝市民センター	区出納員の命を受けて、一枝市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	大谷市民センター	区出納員の命を受けて、大谷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	鞘ヶ谷市民センター	区出納員の命を受けて、鞘ヶ谷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	沢見市民センター	区出納員の命を受けて、沢見市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	三六市民センター	区出納員の命を受けて、三六市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	天籟寺市民センター	区出納員の命を受けて、天籟寺市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	中原市民センター	区出納員の命を受けて、中原市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	西戸畠市民センター	区出納員の命を受けて、西戸畠市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	東戸畠市民センター	区出納員の命を受けて、東戸畠市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	牧山市民センター	区出納員の命を受けて、牧山市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	牧山東市民センター	区出納員の命を受けて、牧山東市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
国保年金課	保険係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納
保健福祉課	子ども・家庭相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料の収納
保健福祉課	高齢者・障害者相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う介護保険料の収納
保健福祉課	地域保健係	区出納員の命を受けて、当該課に

		において取り扱う使用料及び手数料の収納
保健福祉課	天籟寺保育所	区出納員の命を受けて、天籟寺保育所において取り扱う保育料の収納
保健福祉課	西戸畠保育所	区出納員の命を受けて、西戸畠保育所において取り扱う保育料の収納
保護課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納
消費生活センター	計量検査所	区出納員の命を受けて、計量検査所において取り扱う手数料の収納
西部市税事務所戸畠税務課	市民税係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
夜宮青少年センター	夜宮青少年センター	区出納員の命を受けて、夜宮青少年センターにおいて取り扱う使用料の収納
子ども総合センター	庶務係	区出納員の命を受けて、子ども総合センターにおいて取り扱う措置負担金の収納
戸畠消防署予防課	庶務係	区出納員の命を受けて、戸畠消防署において取り扱う消防手数料等の収納
戸畠高等専修学校	戸畠高等専修学校	区出納員の命を受けて、戸畠高等専修学校において取り扱う入学料、授業料及び手数料の収納
北九州市立高等学校	北九州市立高等学校	区出納員の命を受けて、北九州市立高等学校において取り扱う入学料、授業料及び手数料の収納

北九州市告示第234号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成26年4月25日

北九州市長 北橋健治

1 認可地縁団体の名称

東筑苑町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	山口周一	北九州市八幡西区折尾二丁目12番28号
変更後	緒方 勝	北九州市八幡西区折尾二丁目13番6号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市八幡西区折尾二丁目12番28号
変更後	北九州市八幡西区折尾二丁目13番6号

4 変更年月日

平成26年4月1日

北九州市告示第235号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更許可申請があるので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定により、その概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の構造等の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

平成26年4月25日

北九州市長 北橋健治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市戸畠区大字中原先ノ浜46番地59

日本鋳鍛鋼株式会社

常務取締役 山田 啓

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市戸畠区大字中原先ノ浜46番地59

日本鋳鍛鋼株式会社

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	61号二 焼入れ施設				
名称	焼入れタンク	焼入水槽	No. 2 焼入水槽	横型焼入装置	灌水焼入装置
能力	214m ³	500m ³	600m ³	70m ³	タンク：312m ³ 水槽：770m ³

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動並びに工事の着手、工事の完成及び使用開始の予定年月日

名称	焼入れタンク 焼入水槽 灌水焼入装置	No. 2焼入水槽 横型焼入装置
使用時間間隔	3回／週	
1日当たりの使用時間	15時間／回	2時間／回
季節的変動	なし	

工事着手予定年月日	許可日以降
工事完成予定年月日	平成26年6月30日
使用開始予定年月日	平成26年6月30日

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

	変更前	変更後
施設名称	焼入れタンク、焼入水槽、No. 2焼入水槽、横型焼入装置、灌水焼入装置（5基合計）	
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 0 最大 0	通常 28 最大 56
水素イオン濃度		8.3~8.5
浮遊物質量 (mg/l)		通常 4.5 最大 6.3
化学的酸素要求量 (mg/l)		通常 3.7 最大 3.9
窒素含有量 (mg/l)		通常 1.6 最大 2.0
燐含有量 (mg/l)		通常 0.1 最大 0.3
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)		通常 0.7 最大 1.3

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

処理施設なし

(5) 排出水に関する事項

ア 排水口名

排出口

イ 水量及び汚染の状態

項目	変更前	変更後
排出水の量 (m ³ /日)	通常 289.5 最大 446	通常 317.5 最大 502
水素イオン濃度	7.0~8.8	同左
浮遊物質量 (mg/l)	通常 9.0 最大 30	通常 同左 最大 同左

化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常 最大	6 . 4 1 7	通常 最大	同左 同左
窒素含有量 (m g / ℓ)	通常 最大	4 . 7 1 0 . 0	通常 最大	同左 同左
燐含有量 (m g / ℓ)	通常 最大	0 . 5 1 . 1	通常 最大	同左 同左
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (m g / ℓ)	通常 最大	4 . 5 5 . 0	通常 最大	同左 同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成 26 年 4 月 25 日から同年 5 月 15 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

(2) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市環境局環境監視部環境保全課

3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成 26 年 5 月 15 日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第316号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年4月25日

北九州市長 北橋健治

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から平成26年6月13日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

(1) 場所

ア 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

イ 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市市民文化スポーツ局市民部広聴課

ウ 各区役所総務企画課及び出張所

(2) 期間

公告日から平成26年6月13日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

平成26年5月19日から同月23日までの毎日午前9時から午後5時まで

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

別表のとおり

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市役所地下2階第5入札室

6 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定又は契約規則第2条の規定に該当する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 次のいずれかに該当する者

（ア） 法人でその役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの

（イ） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

（ウ） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（エ） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（オ） 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

エ 前記アからウまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

7 入札保証金

- (1) 1物件につき5万円又は入札金額の100分の10以上
(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は、補償の責めを負わない。

10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がないとき、再度入札に付し落札者がないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け売り払う。

- (1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

- (2) 受付期間

平成26年7月7日から平成27年3月6日まで（日曜日等及び平成26年12月29日から平成27年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

- (3) 買受資格

入札に参加することができる者の資格と同じ

11 入札等に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

電話 093-582-2007

別表

番号	売り 払 う 物 件				入札日時
	所 在 地	公簿地目	実測面積 (m ²)	最低売却価格(円)	
1	門司区吉志四丁 目1185番2	宅地	726.36	14,440,000	平成26年6月 11日(水)午

					前 9 時
2	門司区藤松二丁 目 1 6 番 9	宅地	248.26	6,910,000	平成 2 6 年 6 月 1 1 日 (水) 午 前 1 0 時
3	小倉北区上富野 一丁目 8 6 番 1 8	雑種 地	153.12	11,900,000	平成 2 6 年 6 月 1 1 日 (水) 午 前 1 1 時
4	小倉北区皿山町 2 5 3 1 番 9 0	宅地	1,187.63	42,910,000	平成 2 6 年 6 月 1 1 日 (水) 午 後 1 時 3 0 分
5	小倉北区篠崎四 丁目 1 5 4 6 番 2 7	宅地	401.44	9,740,000	平成 2 6 年 6 月 1 1 日 (水) 午 後 2 時
6	小倉北区篠崎四 丁目 1 5 4 6 番 1 6 9	宅地	304.90	10,490,000	平成 2 6 年 6 月 1 1 日 (水) 午 後 2 時 3 0 分
7	小倉南区徳吉東 二丁目 3 9 6 番 8	宅地	123.80	4,230,000	平成 2 6 年 6 月 1 2 日 (木) 午 前 9 時
8	若松区今光二丁 目 1 9 番 2 1	宅地	499.34	10,060,000	平成 2 6 年 6 月 1 2 日 (木) 午 前 1 0 時
9	若松区童子丸二 丁目 1 6 番 1 2	宅地	233.71	3,980,000	平成 2 6 年 6 月 1 2 日 (木) 午 前 1 0 時 3 0 分
10	若松区浜町三丁 目 1 1 番 3 外 1 筆	宅地	1,096.31	47,930,000	平成 2 6 年 6 月 1 2 日 (木) 午 前 1 1 時
11	八幡東区帆柱一 丁目 1 5 5 3 番 1	宅地	707.34	33,180,000	平成 2 6 年 6 月 1 2 日 (木) 午 後 1 時 3 0 分
12	八幡西区小嶺三 丁目 2 0 2 番 1 0 0	公衆 用道 路	223.61	5,500,000	平成 2 6 年 6 月 1 3 日 (金) 午 前 9 時

13	八幡西区清納二 丁目 8 番 4 5	宅地	206.35	8,080,000	平成 26 年 6 月 13 日 (金) 午 前 10 時
14	戸畠区菅原二丁 目 7 番 2	宅地	459.20	18,250,000	平成 26 年 6 月 13 日 (金) 午 前 11 時
15	戸畠区東大谷三 丁目 5 番 4 外 2 筆	公園 宅地	531.07	14,700,000	平成 26 年 6 月 13 日 (金) 午 後 1 時 30 分

北九州市公告第317号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年4月25日

北九州市長 北橋健治

1 申請のあつた年月日

平成26年4月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人虹の会

(2) 代表者の氏名

落石雄二

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉南区中曾根東二丁目16番36号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、認知症老人及びその家族等の地域住民に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業や在宅福祉サービスに関する事業を行い、豊かな地域福祉社会づくりに寄与することを目的とする。

北九州市公告第321号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成26年4月25日

北九州市長 北橋健治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

JR九州小倉駅ビル

北九州市小倉北区浅野一丁目2番2号ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

小倉ターミナルビル株式会社

北九州市小倉北区浅野一丁目1番1号

代表取締役社長 田中章二

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

ア 変更前

代表取締役社長 丸山智之

イ 変更後

代表取締役社長 田中章二

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

ジェイアール九州リテイル株式会社

代表取締役社長 伊藤敏夫

福岡市博多区博多駅前2丁目20番1号

ほか100者

イ 変更後

JR九州リテール株式会社

代表取締役社長 本多修一

福岡市博多区博多駅東一丁目1番14号

ほか100者

4 変更の年月日

- (1) 3(1)について 平成23年6月28日
- (2) 3(2)について 平成25年10月25日

5 変更する理由

代表者の変更及び店舗入替等に伴う変更

6 届出年月日

平成26年3月28日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課
- (2) 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成26年4月25日から同年8月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成26年8月25日までに北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課に到着するよう提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあってはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第322号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成26年4月25日

北九州市長 北橋健治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

JR九州小倉駅ビル

北九州市小倉北区浅野一丁目2番2号ほか

2 大規模小売店舗の設置者

小倉ターミナルビル株式会社

代表取締役社長 田中 章二

北九州市小倉北区浅野一丁目1番1号

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

ア 変更前

九州駅弁株式会社 九州キヨスク株式会社 24時

イ 変更後

JR九州リテール株式会社 24時30分

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

午前6時から午後10時まで

イ 変更後

午前5時から午後9時まで

4 変更する年月日

平成26年2月1日

5 変更する理由

(1) 3(1)について 小倉駅終電車をご利用のお客様に対応するため

(2) 3(2)について 商品納品時間変更に対応するため

6 届出年月日

平成26年3月28日

7. 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課
- (2) 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市小倉北区役所総務企画課

8. 縦覧期間

平成26年4月25日から同年8月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9. 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成26年8月25日までに北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあってはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市上下水道局告示第22号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2の規定により、北九州市水道条例（昭和38年北九州市条例第119号）第28条に規定する水道料金、北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第15条第1項に規定する下水道使用料、北九州市上下水道局長事務委任規則（平成5年北九州市規則第60号）により委任を受けた漁業集落排水処理施設使用料、地方公営企業法第33条の2の規定に基づき受託契約を締結した芦屋町下水道使用料及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定に基づき受託契約を締結した水巻町下水道使用料の収納事務を次のとおり委託した。

平成26年4月25日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社セブン－イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番8号	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 11番2号	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで
株式会社ボプラ	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地1	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで

株式会社しんきん情 報サービス	東京都港区港南一丁目8 番27号	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで
--------------------	---------------------	---------------------------------

北九州市上下水道局告示第23号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2の規定により、北九州市上下水道局東部工事事務所における北九州市水道配管図及び北九州市給水戸番図の複写料金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成26年4月25日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

受 記 者		委 記 期 間
名 称	住 所	
山和株式会社	北九州市小倉北区足原二丁目5番33号	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで
神栄管工株式会社	北九州市門司区高砂町5番6号	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで
株式会社古島工務店	北九州市小倉北区上富野四丁目10番12号6	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで
株式会社誠伸建設	北九州市門司区大字猿喰937番地の3	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで
有限会社浜崎工務店	北九州市小倉南区城野二丁目3番28号	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで
有限会社丸武建設工業	北九州市小倉南区下吉田二丁目14番12号	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで
大里水道工業株式会社	北九州市門司区稲積一丁目12番25号	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで

北九州市上下水道局告示第24号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2の規定により、北九州市上下水道局西部工事事務所における北九州市水道配管図及び北九州市給水戸番団の複写料金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成26年4月25日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

受 記 者		委 記 期 間
名 称	住 所	
有限会社九州設備工業所	北九州市若松区大字畠田941番地1	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで
株式会社木下設備	北九州市八幡西区鷹の巣一丁目9番4号	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで
有限会社大福水道	北九州市八幡西区陣原一丁目8番6-407号	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで
株式会社梶組	北九州市八幡東区末広町1番3号	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで
株式会社岡部組	北九州市八幡東区西本町一丁目7番7号	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで
株式会社敷田水道設備	北九州市八幡西区上香月一丁目12番10号	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで
株式会社大興設備工業	北九州市戸畠区夜宮三丁目4番22号	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで